

ふれあい（令和3年10月版）正誤表

児童扶養手当法施行令等の一部を改訂する政令の施行により、令和4年4月から下記のとおり手当額が改定となりました。

【訂正箇所一覧】

正誤箇所	誤	正
特別児童扶養手当の給付額	< 1 級月額 > 52,500 円 < 2 級月額 > 34,970 円	< 1 級月額 > <u>52,400 円</u> < 2 級月額 > <u>34,900 円</u>
児童扶養手当の給付額	< 児童 1 人 月額 > 43,160 円 < 児童 2 人 月額 > 53,350 円 以下 1 人増す毎に 6,110 円加算	< 児童 1 人 月額 > <u>43,070 円</u> < 児童 2 人 月額 > <u>53,240 円</u> 以下 1 人増す毎に <u>6,100 円</u> 加算
障害児福祉手当の給付額	月額 14,880 円	月額 <u>14,850 円</u>
特別障害者手当の給付額	月額 27,350 円	月額 <u>27,300 円</u>